

# 高麗辛禡・辛昌・恭讓王と將軍李成桂研究

——廢仮立真の後嗣問題——

西 川 孝 雄

はじめに

1. 將軍李成桂の人物像
  2. 「總書」の禡王, 昌王, 恭讓王の擁立
  3. 廢仮立真論
  4. 宗系辨証奏文
  5. 『大明會典』中の宗系訂正
- 小 結 論

## はじめに

先に、「高麗時代の『叛逆伝』研究VI——辛屯（Sin Ton?～1371年）の場合——」（『愛知学院大学文学部紀要』第38号）を發表した。そこでは主に『高麗史』列伝第四十五に収録されている辛屯について分析検討してその特色を解明した。

今回は列伝第四十六に収録されている辛禡・辛昌伝や『高麗史節要』卷三十から卷三十五に収録されている辛禡, 辛昌, 恭讓王等の史料を中心に分析検討して『太祖実録』卷一卷首（總書）の史料等も併せて高麗末から朝鮮王朝時代までにみられる所謂——廢仮立真の後嗣問題——についてその特色を検討解明したいと思う。この時代即ち、高麗末は国内においては親元派と親明派に分裂し高麗政府部内の外交関係は二重外交となっていく。

紅巾軍の部将であった朱元璋は1368年明国皇帝に即位する。朱元璋は元の大都（北京）を攻略し、元の順帝（1320～70年）は上都（開平）に逃がれたが明軍に追われ応昌（タール・ノール湖畔）で病死した。子の昭宗が北元の皇帝となった。その後、弟が即位したが明軍に大敗し、1388年に殺され元朝再興はならず北元は滅亡した。1368年明国皇帝の即位から昭宗の弟のトグス＝チムール（脱吉思帖木児）が殺された1388年の間を一般的に「北元」時代と云う。親元派はこの「北元」政府と交渉を持ち続けて外交をする。一方、新興の明との関係も恭愍王は18年11月に礼儀判書張子温（?～1388

年)を遣して聘問させており、19年には明の冊封を受けて高麗と明との宗属関係は成立することとなった。親元派と親明派の対立が決定的になったのは所謂1388年5月22日の威化島回軍の時である。將軍李成桂(1335~1408年)は明軍を攻撃する指揮官となり、国内外の状況判断をして全軍を威化島から引き返し、首都の開城にもどり辛禡王と武人政治家崔瑩(1316~1388年)を追放して辛昌王を擁立した。翌年に更に恭讓王を擁立した將軍李成桂は政治や軍事の最高権力を掌握することとなる。明との間に王統の名分論として廃仮立真の後嗣問題がおり、このことが朝鮮王朝時代の宗系辨誣問題や『高麗史』『朝鮮王朝実録』等の編纂に大きな影響を与えることとなる。

以下において、先ず、威化島の回軍で権力を掌握する將軍李成桂の人物評価を検討し、次に、『太祖実録』(總書)に見える禡王、昌王、恭讓王の擁立問題について考察検討する。他方、対明関係と廃仮立真論について、明の礼部に推載を告げた文や司憲府の上言、春秋官の啓、王と臣下との夜対(経筵)の問答等の史料から廃仮立真論について分析検討したい。最後に、宗系辨誣奏文と『大明会典』本中の宗系訂正問題について考察検討し、結びとして廃仮立真論についてまとめることにする。

高麗末の三王の即位をめぐる王統の廃仮立真論が展開される中で国論が二分され親元派と親明派に分かれる。將軍李成桂はいかに政治・軍事の権力を掌握したかについて考察検討し解明する。

## 1. 將軍李成桂の人物像

將軍李成桂(1392~98年在位)は紅巾の乱の勢力、女真人、北元勢力、倭寇等の征討や撃退で功績を上げて威化島の回軍で一挙に政治・軍事の権力を掌握した人物である。以下において將軍李成桂の人物評価についての史料①から⑦までを検討することにする。

史料① 後廢王昌二年(恭讓王元年)九月 王、書を下して曰くとして大略、次のようにある<sup>(1)</sup>。將軍李成桂の「將帥の才」を称賛し、政敵崔瑩(1316~88年)を追放している。

(前略)守門下侍中李成桂、文武ノ略、將帥ノ才ヲ以テ、先祖ニ知遇セラレ、上王ニ逮事(生時に事える)シ、入リテハ鼎鉉(大臣)ニ參シ、出デテハ戎兵ニ將タリ。己亥、兵ヲ用イシヨリ三十年ノ間、大小幾戰、至ル所必ズ捷ツ。ソノ大ナル者ハ、歲辛丑、關賊(元末中国河北地方に起った紅巾賊の魁首関先生のこと)京ヲ犯シ、國家播遷ス。卿、大將ヲ佐ケ、克ク兇醜ヲ殲シ、以テ京都ヲ復ス。胡人納哈出(?~1388、元末・明初の武将)、我ガ東北鄙ヲ犯シ、諸將敗走シ、勝ニ乗ジテ高州ノ境ニ奄至(にわかにはいたる)ス。卿、卷甲(戦いをやめる)兼行、疆外ニ逐出ス。癸卯、庶孽德興君、兵ヲ擧ゲテ西鄙ニ入ル、卿、輕騎ヲ率キ、其鋒銳ヲ挫ク。丁巳、倭海州ニ寇シ、諸將奔潰(くずれはしる)ス、卿、獨身士卒ニ先ダチ、

之ヲ撃チテ幾ド盡クス。庚申、倭、鎮浦ヨリ岸ニ下リ、楊廣・慶尙・全羅ノ境ヲ横行シ、郡邑ヲ焚蕩（焼失する）シ、士女ヲ殺掠シ、三道騒然、元帥裴彥・朴修敬等敗死ス。國家之ヲ憂イ、卿及ビ九元帥ヲ遣ス、諸將逗遛シテ進マズ、卿獨リ奮然其麾下ヲ率キ、引月ノ驛ニ鏖戦（全力をつくして戦う）シ、捕獲遺スナシ、民頼リテ以テ安ズ、其師ヲ行ルヤ、動クニ紀律ニ違ヒ、秋毫モ（わずかなもの）犯ス無ク、軍、其威ニ畏レ、民其德ニ懷ヅク。古ノ名將トイエドモ、以テ加フルナシ。卿ノ豐功偉烈、人ノ耳目ニ在ル者、赫赫（明らかで立派）タルコト此ノ如シ、而シテ自ラ矜伐セズ。歉然（あきたりないさま）トシテ退キ托シ、國人益々、倚重（たのみとして重んずる）ス。崔瑩妄リニ師旅ヲ興シ、以テ猾夏（中国をみだす）ヲ圖ルニ及ビ、禍、朝夕ニ在リ、在朝ノ臣、瑩ノ威ヲ畏レ、敢ヘテ言フ者ナシ。卿、宗社生靈ノ大計ヲ以テ、命ヲ上王ニ請イ、執エテ瑩ヲ退ケ、事大益々・ミ、再ビ社稷ヲ安ズ。予實ニ之ヲ嘉ミシ、處クニ端揆ヲ以テシ、仍リテ軍政ヲ摠ベシム。卿、性行淑均、局量實ニ洪、讀書倦マズ、事必ズ古ヲ師トス。書筵ヲ置キテ、我ニ進學ヲ勸メ、言路ヲ開キ、我ヲ教エテ諫ニ從ワシメ、大臣ヲ道シテ守令ヲ黜陟（功の有無により免職昇進させる）シ、民生ヲ安ズ。勇將ヲ選ビテ、要害ヲ扞禦（防ぎ止める）シ、而シテ邊警息ム。人材ヲ用イレバ茂異（才能のすぐれている人）ヲ搜揚（さがし出して登用する）シ、政教ヲ施セバ紀綱ヲ振起ス。經界ヲ正シテ田法ヲ均シクシ、奔競（競争）ヲ禁ジテ士風ヲ美ニス。匡救（正し救う）期ヲ速ハズ、中興ノ理ヲ至ス、所謂社稷ノ臣ナリ。載チ惟レ幼冲、此艱大ヲ荷ウ、淵氷ヲ渉ルガ如シ。苟モ師傅（天子や皇太子の顧問や教育係）ノ訓誨（教え）、元舅ノ保祐（守り助ける）、元勛（国家につくした功績ある人）ノ匡救ニ非ズンバ、曷ンゾ其レ能ク濟サン。其レ卿等ヲシテ、劍履上殿、贊拜ニ名イワズ、十罪ヲ有シテ、以テ子孫ニ及ボサシム。於戲、卿其レ祗服（つつしんで命令に従う）休命、益々忠誠ヲ勵ミ、以テ我ニ勗メ、冲人ヲ先王ニ追配セシメバ、卿其レ永ク後世ニ辭アラント。

將軍李成柱は「將帥の才」を以て、「三十年の間、大小幾戦、至る所必ず捷つ」てきた人物であり、「軍其威に畏れ、民其德に懷づく」と評価されている。武人政治家崔瑩は「妄りに師旅を興し、以て猾夏（中国を乱す）を図る」といわれ在朝の臣は瑩の威を畏れていた。成柱は瑩を退け社稷を安んじてくれたので、王はよろこび、所謂社稷の臣として賛美されている。

史料② 禰・昌は王氏に非ずとする興國寺会談について大略、次のようにある<sup>(2)</sup>。

李成柱、判三司事沈德符・贊成事池湧奇・鄭夢周・政堂文學偁長壽・評理成石璘・知門下府事趙浚・判慈惠府事朴葳・密直副使鄭道傳ト興國寺ニ會シ、大イニ兵衛ヲ陳シ、議シテ曰ク、禰・昌ハ本ト王氏ニ非ズ、以テ宗祀ニ奉ズベカラズ。又タ天子ノ命アリ、當ニ假ヲ廢シテ眞ヲ立ツベシ。定昌君瑤ハ、神王七代ノ孫、其族屬最モ近シ、當ニ立ツベシト。浚曰ク、定昌君富貴ニ生長シ、但ダ治財ヲ知り、治國ヲ知

ラズ、立ツベカラズト。石璘曰ク、立君ハ當ニ賢ヲ擇ブベシ。必ズシモ其族屬親疎ヲ論ゼザレト。是ニオイテ、宗室數人ノ名ヲ書シ、徳符・石璘・浚ヲシテ、啓明殿ニ詣リ、太祖ニ告ゲテ探籌（くじを引く）ス、果シテ定昌君ノ名ヲ得タリ。

將軍李成桂等は興国寺で会談をして「禍・昌は本と王氏に非ず、以て宗祀に奉ずべからず。又天子の命あり、當に假を廢して眞を立つべし」として、最後は探籌により神王七代孫の定昌君瑤を立つべしと決定した。しかし、趙浚は定昌君が「富貴ニ生長シ、但ダ治財ヲ知り、治国ヲ知ラズ、立ツベカラズ」と述べ、成石璘は「立君ハ當ニ賢ヲ擇ブベシ」と述べ反対意見を述べたことが判明する。

史料③ 定昌君瑤の迎立と禍・昌を庶人とすることについて、凡そ、次のようである<sup>(3)</sup>。

質明、李成桂等八人、定妃ノ宮ニ詣リ、妃ノ教ヲ奉ジテ王ヲ江華ニ放チ、定昌君瑤ヲ迎フ。定昌君恐懼して辭ス。妃、手ヅカラ授クルニ印ヲ以テシ、教シテ曰ク、我ガ太祖ヨリ以テ恭愍王ニ至ルマデ、子孫相承ケ以テ宗廟社稷ヲ奉ズ。不幸恭愍薨逝シテ嗣ナシ、當時宗戚（宗族）群臣、宗室ノ賢者ヲ立テンコトヲ議ス。迺チ權臣李仁任、久シク國柄ヲ執ルニ縁リ、多ク不義ヲ行イ、恩ヲ人ニ市リ、己ガ罪ヲ免カレンコトヲ窺イ、逆賊辛屯ノ子禍ヲ以テ、恭愍王ノ後ト冒名シ、所生ノ母ヲ殺シテ以テ其口ヲ滅シ、嫁スルニ姪女（めい）ヲ以テシ、以テ其寵ヲ固クス。神人積忿（積もるいかり）、十有五年、禍乃チ多ク無辜ヲ殺シ、怨ヲ國人ニ取り、兵ヲ擧ゲテ夏（中国）ヲ猶シ、罪ヲ天子ニ得、此レ正ニ王氏、祀ヲ復スルノ時ナリ。而ルヲ大將曹敏修、仁任ノ親ヲ以テ上相ト爲リ、仁任ノ邪ヲ繼ギ、謀リテ禍ノ子昌ヲ立テ、惡ヲ以テ惡ニ繼グ、權柄ノ歸スル所、勢、卒ニ去リ難シ。洪武二十二年九月ノ間ニヲイテ、門下評理尹承順等京師ヨリ回り聖旨ヲ欽奉ス。其略ニ曰ク、高麗ノ君位、王氏弒セラレ嗣ヲ絶セシヨリ、王氏ヲ假リ、異姓ヲ以テ王トストイエドモ、三韓世守ノ良謀ニ非ズ、果シテ賢智ノ陪臣、位ニ在リ、君臣ノ分ヲ定ムルアラバ、數十歲朝セズトイエドモ、亦タ何ゾ患ヘンヤ、欽此（上諭の結尾語）ト、之ヲ國論ニ詢リシニ、宗戚・大小臣僚僉ナ曰ク、宗親定昌君瑤ハ乃チ太祖ノ正派、神王七代ノ孫、族屬最モ近シ、宜シク恭愍王ノ後ト爲スベシト。瑤ニ命ジテ王位ニ即カシメ、以テ宗廟社稷ヲ奉ゼシメ、其禍及ビ昌ハ廢シテ庶人ト爲ス。嗚呼、子弘廢セラレテ代王、漢家（漢の王室）ノ祀ヲ復シ、以テ四百年大平ノ業ヲ基ス。今ヲ以テ古ヲ視ルニ、其理一ナリ。咨、爾、有衆餘ガ至懷（せつなる思い）ヲ體セヨト。

將軍李成桂等八人は定妃の宮に詣り、妃の教を奉じて王を江華に追放し、正派の神王七代の孫、定昌君瑤を迎えた。權臣李仁任は久しく國柄を執って多くの不義を行った。「逆賊辛屯の子禍を以て、恭愍の後と冒名し、所生の母を殺して以て其口を滅し、嫁するに姪女を以てし、以て其寵を固く」した。大將曹敏修は仁任の親を以て上相となった人物である。「仁任の邪を繼ぎ、謀りて禍の子昌を立て、惡を以て惡に繼ぎ、權柄の帰



す所、勢、卒に去り難し」として後に削職配流された人物である。將軍李成桂はこのように政敵を巧みに追放していった。

史料④ 李成桂が病みて侍中を固辞することについて、大略、次のようにある<sup>(4)</sup>。

王、<sup>シジュン</sup>司楯（宮殿職に属した成衆官の一つ）黄雲起ヲシテ李成桂ヲ召サシム。成桂病ミテ朝スル能ハザルヲ以テ辭ス。雲起之ヲ強イ。成桂啓シテ曰ク、臣病ヲ以テ朝スル能ワズ、今、雲起之ヲ強イ、臣其所以ヲ知ラズ、恐懼地ナシト。王怒リ雲起ヲ巡軍獄ニ下ス。俄カニシテ、成桂、李芳遠（後の第三代太宗）ヲ遣シ、書ヲ上ツリテ職ヲ辭シテ曰ク、臣、戊辰年ニヨイテ義ニ仗リテ軍ヲ回シ、僞ヲ廢シテ、眞ヲ立テ、國人ノ猜忌（人の才能などをそねみきらう）ニ因リ、又タ昌ヲ立テテ禰を迎ウ、尹彝・李初ハ同謀ノ人、辭證已ニ明カナリ、故ニ臺諫自ラ上疏シテ罪ヲ請エルノミ、臣何ゾ敢エテ指嗾セン。今臣ニ命ジテ臺諫ヲ禁止セシム、是レ臣ノ之を<sup>ソソノカ</sup>嗾スルヲ疑ウナリ。臣願ミルニ不才、大任ニ當ルベカラズ、宜シク賢良ヲ選ビテ、之ニ代ウベシト。王之ヲ覽テ芳遠ニ謂イテ曰ク、侍中辭狀ノ陳ズル所、皆ナ予ノ意料ノ外ニ出ヅ。予無能ヲ以テ位ニ在ルハ、侍中推戴ノカナリ。故ニ侍中ヲ仰ゴト、父ノ如シ、侍中何ゾ我ニ負クヤ。立昌迎禰、彝・初同謀ノ人等、已ニ前年ニヨイテ議シテ謂エラク、情迹未ダ明カナラズ、特に之ヲ赦セト。侍中亦タ之ヲ然リトス。今臺諫更ニ赦前ノ事ヲ擧ゲテ罪ヲ請ウ。故ニ卿ヲシテ往キテ告ゲシム、侍中若シ臺諫ヲ見バ、諭スニ此意ヲ以テセヨト請エルノミ。卿、侍中ニ何ヲ謂イ、侍中堅ク辭退セント欲スルヤ、若シ侍中辭職セバ、予亦タ豈敢ヘテ此位ニ居ランヤト、因リテ泣下リ、天ヲ指シテ誓辭ヲ爲シ、旨甚ダ切ナリ。即チ芳遠ヲシテ往キテ諭シ、職ニ就カシム。成桂固辭ス。

將軍李成桂は病みて朝する能わざるを以て侍中を辞した。雲起は尚も強いて召した。將軍成桂は李芳遠（後の第三代太宗）を遣して書を上った。次の様に言う。

「義に仗りて軍を回し、僞を廢して、眞を立て、国人の猜忌に因り、又た昌を立てて禰を迎う。尹彝・李初は同謀の人、辭證已に明かなり」として「故に臺諫自ら上疏して罪を請えるのみ、臣何ぞ敢えて指嗾（さしずしてそそのかす）せん」と云っている。立昌迎禰の件は「情迹（ようす）が未だ明らかならず」とし、王はもし侍中を辞退すれば「此位に居らんや」と云って、辭職を撤回させようと説得させたが固辞におわった。

史料⑤ 鄭夢周が上疏罪人を審録するを請うについて、凡そ、次のようにある<sup>(5)</sup>。

鄭夢周、宰相等ト上疏シ、省憲・刑曹ヲシテ、立昌迎禰セル金宗衍・尹彝・李初・王益富ノ黨ノ五罪ヲ議定センコトヲ請ウ。之ニ從ウ。夢周ノ疏略ニ曰ク、殿下踐祚（天子位につく）以來、省憲・法司、交章擧劾シ、以爲ヘラク、某人ハ乃チ王氏ヲ立ツルノ儀ヲ沮シ、子昌ヲ扶立スル者ナリ。某人ハ逆賊宗衍ノ謀ニ與カリ、行在ニテ内應ヲ爲ス者ナリ。某人ハ諸將、天子ノ命ヲ承ケ、辛禰父子ヲ以テ王氏ニ非ズト爲シ、王氏ヲ議復（詮議）スル時、辛禰ヲ迎立シテ、永ク王氏ヲ絶タンコトヲ謀レ

ル者ナリ。某人ハ彝・初ヲ上國（明国）ニ送り、親王ヲ請イ、天下ノ兵ヲ動かサントスル者ナリ。某人ハ陰カニ先王ノ孽孫（庶出の孫）ヲ養イ、不軌ヲ潛謀スル者ナリト。章疏屢々上ツリ、聖慮ノ勤ヲ勞ストイエドモ、今ニ至リテ未だ明白セズ。必ズ其間ニ有罪者、肆宥（かつてきままにゆるす）ヲ曲蒙（よこしまなことをおおいにかくす）シ、無辜者、未ダ昭雪（無実の罪をすすぐ）スル能ハザルアラン。其公道ニヲイテ、兩失ニ似タリ。請ウ殿下、宰輔臣僚ヲ召シ、親臨審録セヨト。

鄭夢周（1337～92年）は高麗末に政治家として活躍した人物である。本来は学者である。その彼が立昌迎禍の罪を審録せんことを請うている。五罪を議定しているが「今に至りて未だ明白せず」として「請う殿下、宰輔臣僚を召し、親臨審録せよ」としている。

史料⑥ 鄭夢周が善竹橋で害せられることについて、凡そ、次の様にある<sup>(6)</sup>。

省憲交章（役人が天子に上奏する）シ、又夕趙浚・鄭道傳等ヲ誅センコトヲ請ウ。時ニ鄭夢周、李成桂ノ威徳日ニ盛ニシ、中外心ヲ歸シ、浚・道傳・闇等始メ推戴ノ意アルヲ忌ミ、成桂ノ病篤ニ乗ジテ、之ヲ圖ラント欲シ、臺諫ニ嗾シ、浚・道傳・闇及ビ素ト心ヲ歸スル者五六人ヲ劾シテ之ヲ殺シ、以テ成桂ニ及バントス。李芳遠、父成桂ニ謂イテ曰ク、勢已ニ急ナリ、若何セントスルカト。成桂曰ク、死生命アリ、但ダ順受スベキノミト。芳遠、成桂ノ弟和・婿李濟等ト麾下ノ士ニ謀リテ曰ク、李氏ノ王室ニ忠ナルハ、國人共ニ知ル所ナリ。今、夢周二「陷」ラレ、加ウルニ惡名ヲ以テス。後世誰レカ能ク之ヲ辨ゼント。乃チ夢周ヲ去ルヲ謀ル。成桂ノ兄元桂ノ婿卞仲良、其謀ヲ夢周二洩ス。夢周、成桂ノ邸ニ詣リ、變ヲ觀ント欲ス。成桂之ヲ待ツコト初ノ如シ。芳遠、時失フベカラズト爲シ、夢周ノ還ルニ及ビテ、乃チ判典客寺事趙英珪等ヲ遣シ、鐵椎ヲ袖ニシテ路ニ要シ、善竹橋ニ之ヲ擊殺ス。

中外の人々は將軍李成桂と恭讓王を擁立するが將軍李成桂が即位するのに対抗して、鄭夢周は開城の善竹橋で趙英珪等によって暗殺されてしまう。『高麗史』列伝30鄭夢周の条によると鄭夢周の首を市に梟し、掲榜して曰く「飾虚事、誘臺諫、謀害大臣、擾乱国家」（虚事を飾し、臺諫を誘い、大臣を害するを謀り、国家を擾乱す）とあり、ここでも將軍李成桂は政敵を巧みに追放したのである。

史料⑦ 金湊を明に遣し定昌府院君主璠の冊封を望むことについて、大略、次の様にある<sup>(7)</sup>。

門下評理金湊ヲ明ニ遣シ誥命ヲ表請ス。書ニ曰ク、高麗國宗親・大小臣僚・閑良・耆老（老人）等、竊カニ惟ミルニ、小邦始祖王建以來、正派相承ケ、將ニ五百年ナラントス。洪武七年九月ニ至ルニ及ビテ、恭愍王不幸嗣ナクシテ薨逝シ、國人議シテ宗親ノ賢ヲ立ツ。奸臣李仁任アリ、權寵ヲ固クセント欲シ、衆議ヲ聽カズ、卻ツテ辛旽ノ子禍ヲ將テ、恭愍王ノ後ト詐稱シ、王位を繼立ス。而シテ禍、荒淫自恣（わがまま）、群小ヲ昵狎（なれなれしく親しむ）シ、遊畋沈酗（狩獵し飲酒にふけ

る)、國政ヲ恤<sup>ウレ</sup>エズ、神怒リ人憤ルモノ十有六年、洪武二十一年六月ニ至リ、禰乃チ自ラ人心ノ順ワザルヲ知リ、位ヲ子昌ニ辭ス。昌亦タ幼弱國事ヲ諳<sup>ソラ</sup>ンゼズ、舉國憂懼、奈何トモスベキナシ。洪武二十二年九月二十八日、陪臣門下評理尹承順等、京師ヨリ回り、禮部ノ咨文ヲ齎<sup>セイ</sup>到シ、聖旨ヲ欽奉ス。節該<sup>セツガイ</sup>(節録要該の略、ほどよく省いて、要点を記録する)、高麗國中多事、陪臣タル者、忠逆混淆、爲ス所皆ナ良謀ニ非ズ。君位ハ王氏弑セラレ、嗣ヲ絶セシヨリ後、王氏を假ルトイエドモ、異姓ヲ以テ之ヲ爲ス。亦タ三韓世襲ノ良謀ニ非ズ。童子必ズシモ京ニ赴カザレ。果シテ賢知ノ陪臣位ニ在リ、君臣ノ分ヲ上ニ定メ、采民ノ計ヲ國ニ造サバ、數十歳朝セズトイエドモ、亦タ何ゾ患エンヤ、連歳來朝セルモ、又タ何ゾ厭ワンヤ、此ヲ<sup>ツツシ</sup>欽メト。伏シテ念ウニ、聖神萬里ヲ明察シ、眞僞判然、一國感懼(心に深く感じ恐れる)、罪ヲ逃ガルルニ所ナシ。恭愍王妃安氏ノ命ヲ啓奉シ、祖廟ニ告ゲ、宗親ニ擇ビ、始祖王建正派ノ傳、神王暉ノ第二子襄陽君恕六代ノ嫡孫定昌府院君王瑤、最親且ツ賢ナルヲ以テ、洪武二十二年十一月十五日ニヲイテ、恭愍王ノ後ヲ承ケ、國事ヲ權署シ、以テ人心ヲ定ム。當ニ順安君王昉等ヲ差シ、實封ヲ齎<sup>セイケイ</sup>撃シ、奏本已ニ奏達ヲ經、今四年ニ及ブ。臣等伏シテ見ルニ、權國以來、事大ノ誠、愈々恭謹ヲ加エ、政教修明、人民業ニ安ズ。乃チ未ダ襲爵ノ明命ヲ蒙ムラザルニ緣リテ、舉國<sup>コウコウ</sup>遑遑(うろうろする)、德音(天子のことば)ヲ<sup>ギョウ</sup>願望(敬う)ス。伏シテ望ム、聖慈<sup>ジ</sup>(聖恩)特ニ明降ヲ賜イ、封王ノ爵ヲ襲ガシメ、以テ遠人ノ心ヲ慰メンコトヲト。

門下評理金湊<sup>ソウ</sup>(?~1404年)を明に遣し誥命<sup>コウ</sup>(朝廷が爵位をあたえるときの辞令書)を表請している。恭愍王不幸にして嗣なくして死す。奸臣李仁任は権寵を固くしようと欲して、辛旽の子禰を詐称して王位を継立した。禰は国政をかえりみず「自ら人心の順はざるを知り」位を子昌に辞した。眞僞判然として罪を逃がるる所なし。恭愍王妃安氏の命を啓奉して、定昌府院君王瑤を後継者とし人心を定めんとし、誥命を表請している。王統の大義名分論を述べて誥命されんことを願っていることが判明する。

以上の様に將軍李成桂は「將帥の才」をみとめられ「社稷の臣」として賛美されていた。先ず、政敵の崔瑩を退けることに成功する。続いて、興国寺で会談をして「廢仮立真」論を述べて神王七代孫の定昌君瑤を立てることを決定した。権臣李仁任は逆賊辛旽の子禰を恭愍王の後継者とした。また、大将の曹敏修は禰の子昌を立て、後に削職配流されていた。將軍李成桂は政敵の権臣李仁任と大将の曹敏修を巧みに追放している。次に、將軍李成桂は立昌迎禰の件で侍中を辞職している。一方、鄭夢周は立昌迎禰の罪を審録せんとして五罪を議定していた。彼は恭讓王を擁立し、將軍李成桂が即位するのに対抗して、開城の善竹橋で暗殺されてしまう。そして、將軍李成桂はまたも政敵を巧みに追放している。対明関係を憂慮して門下評理金湊を明に遣して定昌府院君王瑤の誥命を表請している。以上の様に政敵を巧みに追放していった將軍李成桂の人物像が判明す

るのである。其の後、將軍李成桂は朝鮮王朝を開くことになるのである。

## 2. 「總書」の禍王、昌王、恭讓王の擁立

『太祖実録』には巻首に「總書」があり恭愍王から恭讓王までのことがまとめられている。高麗王朝末の三王に関する関連史料をみると次の様である。

史料① 太祖李成桂は王氏の後を立てんとしたが大将曹敏修は禍の舅李琳の族を以て、禍の子昌を立てんと欲し、李穡シヨクに問い遂に議を定めて、昌を立てんとしていたことについて、次の様にある。

○禍以曹敏修爲左侍中，以 太祖爲右侍中，典校副 命尹紹宗因鄕地求見 太祖懷霍光傳以獻，令趙仁沃讀而聽之，仁沃極陳復立王氏之議，○禍，夜與宦豎八十餘人，被甲馳至 太祖及曹敏修邊安烈第，以皆屯軍門外不在家，故不得害而還，○禍遜于江華，太祖欲擇立王氏之後，敏修以禍舅李琳之族，欲立禍子昌，問於李穡，遂定議立之。

史料② 興國寺で会談して禍と昌は本，王氏でないので奉祀すべきでない。廃仮立真し，定昌君瑤は神王七代孫で立てるのに良い。恭愍王定妃の教を以って禍を江陵に遷し，昌を江華に放ち廢して庶人と為している。瑤を迎立し恭讓王としており，次の様にある。

○十一月金佇，潛謁禍於黃驪府，禍泣曰，吾素善郭忠輔，汝往圖之，除去 李太祖舊諱，吾志可濟也，佇來告忠輔，忠輔陽諾，奔告于 太祖，逮捕佇及鄧得厚，得厚與佇同謀，夜潛詣 太祖邸爲門客所執，自刎而死，因佇巡軍獄，辭連邊安烈等，臺諫請誅安烈，太祖力救昌不聽，○初請親朝使尹承順等，回自京師，禮部奉 聖旨，移咨都評議使司，責以異姓爲王氏，後不許親朝，至是 太祖與判三司事沈德符，贊成事池湧奇鄧夢周，政堂文學偁長壽，評理成石璘，知門下府事趙浚，判慈德府事朴威，密直副使鄭道傳，會興國寺，大陳兵衛議曰，禍昌本非王氏，不可奉祀，又有 天子之命，當廢假立真，定昌君瑤，神王七代孫，族屬最近，當立，詣恭愍王定妃宮，奉妃教遷禍于江陵，放昌于江華，廢爲庶人，迎立瑤，是爲恭讓王。

史料③ 恭讓王は禍が無辜の民を多数殺害したとして誅殺している。恭讓王は下教して次のように云う。恭愍王は不幸にして子無く死去した。李仁任は政權をにぎろうとして辛禍を以て王氏と称し，主とした。その禍は性質は大変悪かった。太祖李成桂は社稷の大計を以て回軍し王氏を立てんとしたが，曹敏修は李仁任の党を以て，禍の子の昌を立てんとした。恭愍王定妃の命で禍・昌父子を廢し，王氏を以て祖宗の統を継いだ。また，太祖李成桂は王室を再造し開国功臣として一族に封爵されたことについて，次の様にある。

○恭讓，以 太祖爲侍中，太祖讓之，乃以爲守侍中沈德符爲侍中，○十二月司宰副令尹會宗上疏，請誅禍昌，恭讓歷問諸宰相，皆默然，太祖獨曰，此事不易，既

以安置江陵，聞于朝廷，不可中變，且臣等在禡雖欲爲亂，何憂哉，恭讓曰，禡多殺無辜，宜其自及，遂誅之，○恭讓下教略曰，恭愍王不幸無子薨逝，李仁任欲全政權，詐以辛禡稱王氏以爲主，禡乃頑凶狂悖，將欲凌犯遼陽，侍中 李太祖舊諱等，以社稷大計，諭衆回軍，議立王氏，曹敏修以仁任之黨，沮衆議立禡子昌，王氏絕祀十有六年，李太祖舊諱奮忠倡義，乃與德符夢周等決策，上奉 天子明命，謀及宗親耆老文武臣僚，啓奉恭愍王定妃之命，廢禡昌父子，以予於王氏最親，俾承祖宗之統，惟予寡德，未堪負荷，李太祖舊諱正名復興，再造王室，其功實不在太祖開國功臣之下，帶礪難忘壁上圖形，父母妻封爵，子孫蔭職，宥及十世。

史料④ 禡の母般若は口封じのため殺されている。禡は立ちて二年になるが其の母の氏名は未定である。禡は李仁任の姪女をめぐって昌を生んだ。それ故，王氏の興復は絶望となった。曹敏修も回軍の後，昌を立てることに賛同している。そのため，王氏興復の一大機を失ってしまったのである。だから，曹敏修が弾劾されたことについて，次の様にある。

恭讓王二年庚午正月，恭讓置經筵官，以 太祖領經筵事，又命領八道軍馬，置軍營，分番更宿，廩以軍資，三月 太祖以疾辭，四月恭讓遣中使問疾，強起之，賜教書于九功臣褒美之，給廐馬一匹白金五十兩帛絹各五端金帶一腰，仍慰宴于內殿其賜太祖教曰，嗚呼除非常之變者，必待命世之才，樹萬世之功者，必享無疆之報，昔我大師佐 太祖，肇一三韓，與享大室，式至于今，垂五百年，往者李仁任陰導玄陵影殿之役，而取上相，歸怨于上，卒致甲寅之變而無嗣，仁任乃用不韋盜秦之計以玄陵朝妖僧辛咄所生兒禡，詐稱玄陵宮人所出而立之，玄陵母后以爲不可，宰相李壽山請立宗親，仁任不從，國人失望，黃霧四寒日光不現，禡之主喪而葬玄陵也，虹圍太陽，其主烝也，鴉鳴大室，震奮地震，其齋玄陵之考毅陵之忌也，大風以雨，雷電且雹，其襲爵也風拔桃廟寢園松栢，大室驚折廟門，仆御廩災，是祖宗之靈，動威以絕禡也，戮禡母般若以滅口，而司平新門自頽葬枯骨曰，禡母，而柩幄一日再災是天示萬歲以禡之爲般若子也，禡立二年而其母名氏未定，宰相金續命曰，天下未辨其父者或有之矣，未辨其母者，我未聞也，而幾見裁以玄陵母后，力救得不死，金庚言禡非王氏於 帝而還見裁國人寒心結舌，禡妻，仁任姪女，而生昌，於是王氏興復之望絕矣，仁任專國，毒痛生靈十五年，而禡又狂悖謀攻遼東，欲舉三韓百萬生靈而糜爛之，卿副曹敏修以行軍過鴨江 卿諭諸將以社稷存亡之計而回軍，是 卿肉吾民於既骨也，社稷之不墟惟 卿是賴，卿勇冠三軍，位崇兩府，功名盖世而不矜，好讀綱目行義，感留侯絳侯武侯梁公之忠，故回軍之際，議興復，敏修亦以爲然，既還而黨於其族仁任李琳，沮 卿議而立昌，自爲蒙宰，王氏興復，失一大機，卿隱忍就職，而以 公義開諭，敏修乃極臺諫之選，以振紀綱，於是憲司劾敏修，以貪婪撓法而擊去之。

以上の様に『太祖実録』總書にみえる高麗未の三王の擁立問題は太祖李成桂をめぐる

人々と特に政敵との争いを示している。太祖李成桂の名分論正統論が示されていることが判明しよう。太祖李成桂は王室を再造した開国功臣となり一族に封爵されている。廃仮立真論が政権争いの具として利用されていたことが判明しよう。

### 3. 廃仮立真論

#### (イ) 明礼部への推載告文<sup>(8)</sup>

都評議使司、知密直司事趙<sup>はん</sup>胖(1341~1401年)を明国に遣し、王推載の事を告げて命を請わしめていることについて、次の様にある。

都評議使司及大小臣僚閑良耆老等、請令知密直司事趙<sup>はん</sup>胖、赴京申禮部曰、竊謂小邦、至恭愍王薨無嗣、逆臣辛<sup>ん</sup>屯子禍爲權臣李仁任等所立、禍乃昏暴狂恣、多殺無辜、至興師旅、欲向遼東、時右軍都統使李<sup>太祖</sup><sub>舊諱</sub>以爲不可犯上國之境、舉義回軍、禍乃自知寡助、惶懼辭位、以與子昌、國人稟奉恭愍王妃安氏之命、以王氏宗親定昌府院君瑤、權署國事、及今四年、瑤又昏迷不法、疏斥忠正、昵比讒邪、變亂是非、謀陷勳舊、諂惑佛神、妄興土木、糜費無度、民不堪苦、子爽癡騃無知、縱于酒色、聚會羣小、謀害忠直、又其臣鄭夢周等、潛成奸計、欲生亂階、乃將勳臣李<sup>太祖</sup><sub>舊諱</sub>趙浚鄭道傳南閔等、潛於權署國事、令有司論劾、以謀致害、國人憤怨、共誅夢周、權署國事、尙不悛改、又謀殺裁、舉國臣民、實慮社稷生靈、俱被其害、惶懼失措、無可奈何、咸謂以若所爲、難以主斯民奉社稷、洪武二十五年七月十二日、以恭愍王妃安氏之命、退居私第、切念軍國之務、不可一日無統、擇於宗親、無有可當輿望者、惟門下侍中李<sup>太祖</sup><sub>舊諱</sub>澤被生靈功在社稷、中外之心、夙皆歸附、於是一國大小臣僚閑良耆老軍民等、咸願推戴、令知密直司事趙<sup>はん</sup>胖前赴朝廷奏達、伏乞照驗、煩爲聞奏、俯從輿意、以安一國之民。

明の礼部に申して次のように云う。恭愍王が死去し無嗣である。逆臣辛屯の子禍は權臣李仁任等の立てる所となった。禍は無辜の民を多く殺している。軍を以て遼東に向かおうとしていた。將軍李成桂は上国(明)の国境を犯すことをよしとしなかった。回軍するにおよび禍は辞位し、子の昌にゆずった。恭愍王妃安氏の命により王氏の定昌府院君瑤を以て国事をおこなわせた。鄭夢周は国事を權署(臨時に国事をとる)して改めようとしなかった。それ故、殺されている。門下侍中李成桂を推載して明の裁可を請うている。

#### (ロ) 司憲府上言<sup>(9)</sup>

司憲府とは百官の糾察等を司る官衙である。

春秋館の前期の史草をみると安烈及び禍・昌父子等を誅せしことに対して、上(太祖)は指斥(排斥する)されていて、その無罪被殺であることを述べて、次の様にある。

司憲府上言、前藝文春秋館學士李行、嘗爲恭讓知申事、職兼史官修撰、乃阿李穡鄭

夢周、誣書我主上殿下、殺辛禰辛昌及邊安烈、請收職牒、鞫問論罪、上兄之、先是侍中趙浚、坐春秋館、見前朝史草、至行所記有曰、尹紹宗忌李崇仁、才告於趙浚、欲害崇仁、浚指日誓之曰、所聽紹宗之言、欲害崇仁者、有如白日、進告上、上命進戊辰後史草、遂親見行所記、以誅安烈及禰昌父子等事、皆指斥上、以爲無罪被殺、上曰、邊安烈臺省請罪、恭讓便許誅之、予不及請止之、禰昌父子、百官國人、合辭請誅、恭讓允之、予初無欲害之心、小儒何至乃爾、乃許憲司鞫問、初前朝恭愍王無子、感於辛旽邪計、以旽子禰、稱爲宮女韓氏所出、年九歲封爲江寧大君、置王大妃殿、及恭愍王暴薨、李仁任等乃探恭愍邪志、立以爲主、戊辰回軍之日、上欲復立王氏、曹敏修用李穡之言、乃議立禰子昌、邊安烈黨於禰舅李琳、乃謀迎禰情狀顯著、及恭讓即位、臺省請安烈罪、恭讓允之、憲司即遣其吏、就誅流所、上聞而欲止之、不及、禰昌父子、大小臣僚、請置於法、以絕禍根、恭讓允之、行爲恭讓之近臣、不直書事之本末故及。

恭讓王は安烈を許すことを許可されている。禰は宮女韓氏の所出である。恭愍王が崩御されると李仁任は禰を立てて主とした。回軍の日に上（太祖）は王氏を立てんとしたが、曹敏修は李穡の言を用いて禰の子の昌を立ててしまった。憲司は吏を遣り安烈を流配にしたのである。上はこれをとめようとしたが及ばず、禰・昌父子は罰せられたのである。事の本末は共讓王の近臣のため直書できなかったのであり、禍根を絶とうとしたのである。

#### い）春秋官の啓

春秋官とは時政の記録を司る官衙である。この官衙は太祖元年に設けられて開国五百三年に廃止されている。

史料A<sup>(10)</sup>春秋館は史臣の鄭道伝が『高麗史』を修するに、偽朝辛禰父子に至り皆、王号を斥りぞけて禰・昌と書するので、どうしたら良いであろうかと啓して、次の様にある。

春秋館啓、史臣鄭道傳等、修高麗史、至偽朝辛禰父子、皆斥書禰昌、臣等、謹按漢呂后立他人子爲惠帝、後漢史、既書帝、而資治通鑑及綱目、亦以帝書之、宋蒼梧王始終事跡、悉與禰同、而南史稱廢帝、資治通鑑、標題稱蒼梧王、及敘事則皆書帝、綱目亦例書宋主、至如九盜據潛號者、猶得稱某主而未嘗斥名、蓋傳其實也、又綱目、非正統者、兩行分註、必書名如魏文帝曹丕、吳太帝孫權之類、無常諡者、亦書名如晉海西公、書帝突、太和元年之類、此其變例也、今禰雖旽子、恭愍王、名爲己子、付托大臣、而至受帝命、在位十四年、則尤非他盜據僭號者比、不可不成之爲君也、然禰昌既非正統、又無封諡、似不得專以蒼梧王比也、其標題所稱、依魏帝曹丕晉帝突例、稱廢王禰廢王昌、至敘在位時事則依蒼梧王例、因當時臣民所稱、史氏所書、或稱王、或稱上、不沒其實何如、從之。

禰は辛旽の子であるが恭愍王が名づけて、己が子となし、大臣に付托し、帝命を受け

るに至っている。他の僭号（臣下が身分をわきまえず王の称号を用いること）を盗據とする者と比較せず、君となすべきである。中国の漢の呂后は他人の子を立てて少帝（恭と弘）（恵帝は誤記であろう）となし、南朝宋の第七代蒼梧王（在位472～477）のように明帝の養子で後廢帝と呼ばれた。禍・昌は其の標題は廢王禍・廢王昌と称しているが、その実在位の時事（その時のできごと）を叙するには、時称及び史氏（史官）の書する所に因り、王或は上と称し、其の實を没せざるに何如と。之に従うとある。

史料B<sup>(11)</sup> 禍・昌父子の書法を『漢書』王莽の例に依るとしていることについて、次の様にある。

春秋館、前修高麗史、據漢少帝及宋蒼梧王故事、僞朝辛禍父子、皆稱王、謹按少帝蒼梧、雖本史稱帝、而綱目、亦無貶黜、然綱目高后呂氏元年劉友益書法、少帝他人子、而書太子書少帝、無改焉、所以罪漢庭之大臣也、以呂氏紀元、不以他人子、難正統也、高后八年、尹起莘發明、亦曰綱目書之、略無、貶辭、若眞孝惠子然者、所以著漢朝將相之罪耳、然則綱目之稱少帝、非與其爲帝也、而本史、不作少帝本紀、意亦可見矣、蒼梧王、則宋書本紀、書廢帝諱昱、明帝長子也、大明七年正月辛丑、生於衛尉府、泰始二年、立爲太子、至本紀之末、乃書曰先是民間訛言、太宗不男、陳大妃、本道兒之妾也、道路之言或云道兒子也、是則明帝、以蒼梧爲子繼承、故本紀亦書爲明帝長子也、且太后之廢蒼梧也、令曰昱以嫡家、嗣登皇統、豈意窮凶極悖、此亦但數其狂虐之罪耳、非以他姓而絕之也、綱目之稱主、不得不爾、於綱書于皇、而於目乃書道兒之子、況以蒼梧爲道兒之說、特出於民間道路之訛言乎、然則少帝蒼梧、俱不可引以爲禍昌之證明矣、若夫禍、則其母般若、乃辛晡侍婢、未嘗爲宮人、恭愍王嘗辛晡第、晡請以禍爲養子而立後、王睨而笑之、晡知王心許之、乃使吳一鶚、書願狀于洛山寺云、願弟子分身牟尼奴、福壽住國、賊晡篡奪之謀、已著矣、至恭愍王十九年、禍之生已六歲矣、尙憂無後、欲改葬毅陵、王之末年、益妃有身、喜曰予嘗慮影殿、無所付囑、妃既有身、吾何憂乎、是則王雖許以禍爲後、其心至死而不肯以爲子也、禍之將就學也、太后托以尙幼而不許、禍之立也、太后及侍中慶復興等、欲立宗親、李仁任、欲專權柄、違內外之正論、援立爲王、則是大后與大臣、亦不之子也、前修史者且曰、有 帝命、禍之立十有一年而後、始有封冊、封冊之明年、聖旨曰數請約束、朕數不允、正爲守分也、請之不已、強從之、昌之請朝也、聖旨曰自王氏被弑絕祀後、以異姓爲之、非三韓世守之良謀也、又曰童子不必赴京、果有賢智陪臣在位、定君臣之分、數十歲不朝、亦何患哉、帝於禍之父子、絕之深矣、恭讓之立也、舉國君臣議曰、禍昌本非王氏、不可以奉宗祀、又有 天子之命、當廢假立眞、定昌府院君瑤乃 太祖正派、宜爲恭愍後、遂以定妃教、奉王即位、以繼正統、斷以大義、廢禍昌爲庶人、尋正典刑而我 太祖、實主是議、其所以聲僭竊之罪、以致天討而絕之者嚴矣、今若猶王禍昌、使逆賊之孽、混於三十二代之列、而無以別之、則非但乖於大義、乃有違於 太祖正名之義矣、諸侯廢置、在於天子、而況



禩以他姓竊據，而上爲 天子所絕下爲國論所廢乎，漢王莽，聘詐肆姦，稱假卽眞，悉籍太后竊位，南面十有餘年之久，漢書斥書其名，降爲列傳，以著篡盜之罪，禩以賊屯餘孽，竊據神器，父子相傳，窮凶極惡，罪浮于莽，安可稱王，以亂名分乎，前此鄭道傳等修史之時，名書禩昌，其後河崙柳寬卞李良等讎校，尹准重撰，亦皆因之，豈無所見哉，乞於今修高麗史，禩昌父子，悉依漢書王莽例，以正名分，以徵亂賊，以嚴萬世之法從之。

春秋館が『高麗史』の修撰を以て，禩・昌父子の事を論じ，悉く『漢書』王莽（前45～後23年）の例に依って，名分を正さんことを請うており，これに従うとしている。王莽の例とは彼は平帝を毒殺して国をうばい，みずから帝位について国を新と号したことをさしている。在位十五でほろんでいる。また，漢の少帝及び南朝宋の蒼梧王の故事によるとしている。少帝は他人の子である。一方，南朝宋の蒼梧王は明帝の養子で後廢帝としており，蒼梧王はもともと道兇（道端に置かれていた廢て児）の子である。この例は禩・昌の證となるものである。尚，文宗の時「春秋館啓 太祖実録内，廢王禩，改辛禩 從之。」とあり<sup>(12)</sup>，『太祖実録』内の廢王禩を辛禩と改めたことが判明する。

史料C<sup>(13)</sup> 知春秋館事金宗瑞等が新撰『高麗史』を進めて次の様にある。

知春秋館事金宗瑞等，進新撰高麗史，世家四十六卷，志三十九卷，年表二卷，列傳五十卷，目錄二卷，其進箋曰，臣等竊聞，新柯視舊柯，以爲則，後車鑑前車，而是懲，盖已往之興亡，實將來之勸戒，茲紬編簡，敢瀆冕旒，惟王氏之肇興，自秦封以崛起，降羅滅濟，合三韓，而爲一家，舍遼事唐，尊中國，而保東土，爰草煩苛之政式恢宏遠之規，光廟，臨軒策士，而儒風稍興，成宗建祧立社，而治具悉備，宣讓失御，運祚幾傾顯濟中興之功，宗祏再定，文闡大平之治，民物咸熙，迨後嗣之昏迷，有權臣之顯悠，擁兵而窺神器，一啓於仁廟之時，犯順而倒大阿，馴致於毅宗之日，由是巨姦迭煽，而置君如碁突，強敵交侵，而刈民如草菅，孝順，定大難於危疑，僅保祖宗之業，忠烈，昵羣嬖於遊宴，卒構父子嫌，且自忠肅以來，至于恭愍之世，變故屢作，衰微益深，根本更蹙於僞朝，歷數竟歸於眞主，我 太祖康獻大王，勇智天錫，德業日新，布聖武而亨屯艱，克綏黎庶，握貞符而乘乾御，肇造邦家，顧麗社雖已丘墟，其史策不可蕪沒，命史氏而秉筆，倣通鑑之編年，及 太宗之繼承，委輔臣以讎校，作者非一，書竟未成 世宗莊憲大王，遙追先猷，載宣文化，謂脩史須要該備，復開局再令編摩，尙紀次之非精，且脫漏者亦夥，况編年有異於紀傳表志，而敘事，未悉其本末始終，更命庸愚，俾任纂述，凡例皆法於遷史，大義悉稟於 聖裁，避本紀爲世家，所以示名分之重，降僞辛於列傳，所以嚴僭竊之誅，忠佞邪正之彙分，制度文爲之類聚，統紀不紊，年代可稽，事迹務盡其詳明，闕謬期就於補正，嗟王署鈔槧之未訖而鼎湖弓劍之忽遺，臣宗瑞等，誠惶誠恐，稽首稽首，恭惟 主上殿下，誕紹宏圖，增光洪烈，惟精惟一，聖學極於高明，丕顯丕承，至孝彰于繼述，念前事之，未就，令微臣以責成，臣等俱以謏才，叨承隆寄，採裨官之雜錄，發祕府之

故藏，祇竭三載之勞，勒成一代之史，稽遺迹於前代，僅能存筆削之公，揭明鑑於後人，期不沒善惡之實 上曰，春秋館撰史，非一二度，未有如卿等之速成也，如此大典，曾未數歲，善撰以進，予甚嘉之，遂命饋之仍謂宗瑞等，曰春秋館事已畢乎，宗瑞等啓曰，此全史也，當節其煩文，編年紀事庶可便於觀覽耳 上曰然，其速纂修。

新撰『高麗史』目次内容は世家四十六卷・志三十九卷・年表二卷・列伝五十卷・目錄二卷である。更に其煩文を節して編年紀事を速かに纂修せしむことを命じており，偽辛を世家に入れず列伝に降して名分を示していることが判明する。

(二) 御夜対問答<sup>(14)</sup> 辛禍をめぐる左副承旨玄碩圭(1430~1480年)と王(成宗)との問答である。次の様にある。尚，夜対とは王が夜間臣下を召して経筵で書を講ずることを云う。その時の問答である。

玄碩圭が「亡国の主は無才ではなく，技芸に精通している」として中国の例を出して，次の様にある。

御夜對，講至辛禍射雞犬學鑄鏡行滌亂等事，左副承旨玄碩圭啓曰，亡國之主，非無才也，精於技藝，而卻遺大體，南漢主劉鋹，以珠結鞍勒，爲戲龍之狀，宋祖曰，倘能以習巧之勤，移於治國，豈至滅亡，自古，巧侈美麗，未有不失其國者，天，將啓佑我朝，禍之所爲，亦自趣亡，講訖，上曰，禍，獨無愧作，至於如斯乎，碩圭對曰，奪人妻妾，自辛屯而已然，禍之縱恣，良由其性然也，書畫之妙，花卉之翫，遊畋子女之樂，亡國之君，未嘗不爾，陳後主於後庭，與女道士袁於捨，押客孔範王暎，相與唱酬，隋煬帝宋徽欽，高麗恭愍王，耽肆末藝，各盡其能，敵兵蹈邊，幘無措置，後人，指爲一夫之才有餘，爲君之道，蓋闕如也，詞華之妙，無裨君德，至如漢高帝大風歌，武帝秋風辭，咳唾之間，自成詞藻，何害於治，上曰，毅宗，亦好詞章，碩圭曰申叔舟，嘗與臣言，郭預等，雖工於詩，無一句及於諷詠，得君雖專，無足取也，以臣親之果然，上曰，今以此傳觀之，禍似非屯子也，碩圭曰，李承孫，仕世宗朝，歷任世祖，爲貳相，其言曰，吾曾祖有兒，是方在襁褓，有名能祐者，屯之孚也，密語曰，都僉議生子，屬我鞠養，不幸而死，余甚懼，今觀此兒貌肖，請奉此兒，以塞僉議，詰責承孫，曾祖，懼禍及已，襁負而逃，承孫篤實，不爲浮言，父子相傳，信不誣矣，上曰，承孫，親見之乎，碩圭曰，非親見，乃家世相傳之語也，上曰，能佑，敢他人子，詐爲屯子，明矣。

上(成宗)は毅宗も亦，詞章が好きであったと云う。上は他人の子を詐りて屯の子とするは明らかであるとしている。

以上，廃仮立真論としていろいろな考え方があったが，逆臣辛屯の子禍は権臣李仁任が擁立していた。禍は辞位して子の昌にゆづった。王氏の系統の定昌府院君瑤を立てている。鄭夢周は国事に権署して改めず，殺されている。次に，春秋館の前朝の史草をみるに禍・昌父子等を誅殺したのは上は指斥しており無罪被殺であると云う。春秋館の啓では偽朝辛禍父子に至って皆，禍・昌と斥書していたが，廃王禍・廃王昌と称して王或

は上と称し、其の實を没しないとしていた。今後、禡・昌父子の書法（筆法）は『漢書』王莽の例に依り名分を正さんことを請うている。結局、偽辛を世家に入れず列伝に降して名分を正し解決策として結着したのであった。

#### 4. 宗系辨誣奏文

大提学南袞<sup>こん</sup>（1471～1527年）は宗系辨誣奏文を製進している。宗系（王統）の辨誣<sup>べんふ</sup>（いつわって言うことを辨明する）とは王統の誤謬を正すことでそのことに関して、次の様にある<sup>(15)</sup>。

領議政鄭光弼，左議政申用漑，右議政安瑯，南陽君洪景舟，判中樞府事金詮，禮曹判書南袞，戶曹判書高荆山，刑曹判書李惟清，花川君沈貞，右參贊崔淑生，禮曹參判孫澍，兵曹參判方有寧，戶曹參判李自堅，大司憲李紆，吏曹參判金淨，官曹參議金安老，兵曹參知趙邦彥，戶曹參議金硯，弘文館副提學趙光祖，刑曹參議尹殷弼，大司諫孔瑞麟，直提學鄭忠樑，執義柳仁淑，司諫申光漢，掌令鄭士龍，閔壽千，副應教閔壽元，校理尹自任，獻納柳庸謹，持平金湜，任權，副校理奇遵，張玉，正言李希閔，正字李認等，會于闕庭，議奏請文書筆削之處，而金詮南袞沈貞崔淑生李紆金安老金淨等，實主其事，或刪繁或補缺，於是鄭光弼申用漑安瑯，以其所校之文，入啓曰，改其未穩，綴其可補，大綱則如是爾，然恐有未盡之處，更今南袞李紆袞寫奏諸正使，紆爲副使等，反覆詳究校正後，臣等亦復，審見而定之何如，傳曰可，其所校奏請之文曰，朝鮮國王臣姓諱謹奏，爲陳請乞思事，正德十三年四月二十一日，陪臣李繼孟，回自京師，說稱伏觀大明會典內朝鮮國下註云，李仁任之子，舊諱今名諱者，自洪武八年，至二十五年，首尾九弑王氏四王，姑待之，聽此不勝兢隕，照得洪武二十七年四月二十五日欽差內使黃承奇等，齎至告祭海嶽山川等神祝文內，節該高麗陪臣李仁任之嗣某，今名某者，欽此先臣康獻王某，即將本宗世系，於李仁任不于事理，具本奏聞，至永樂元年正月初八日，陪臣趙溫，回自京師，說稱祖訓條章內云，朝鮮國王，系是仁任之後，聽此先臣恭定王某，將前項宗系，再行聞達，乞賜正，永樂二年二月初十日，禮部尚書李至剛等，欽奉聖旨，朝鮮國王奏，既不系李仁任之後，想是比先傳說差了，准他改正，欽此舉國欣幸，上表陳謝，子孫世世，仰戴皇恩，臣今聽知大明會典所錄，不惟宗系未蒙改正，又加先祖所無之惡名，一國臣民，惶駭罔措，竊念臣之先世，原出本國全州，二十八代祖翰，仕新羅爲司空，及新羅亡，翰六代孫兢休，入高麗，十三代孫安社，仕于前原爲南京五千戶所達魯花赤，世襲其職，及原李兵興，安社曾孫子春帶，男舊諱，避地東還，至正辛丑當恭愍之十年，有紅巾賊毛元帥關先生等二十萬衆，闖入境上，先臣舊諱，始屬大將麾下，先登有功，授武班職事，尙未知名于時，恭愍無嗣，陰將寵臣辛旽之子禡，稱爲己出，養於宮中，逮至晚年，躁暴無常，多殺近臣，嬖臣洪倫內豎崔萬生等，於洪武七年九月二十三日，暗行弑逆，權臣李仁任，將倫萬生，車裂于市，貪立昏弱，仍以禡爲嗣，其子昌爲世

子，至禩十六年，以先臣某素心謹慎，無有悠過，始舉爲門下侍中，有武臣崔瑩，不學狂悖，誣事辛禩，納女爲妃，妄興師旅，欲犯遼東，督遣諸將，先臣舊諱，時爲副將，亦在遣中，行至鴨綠江，以爲與其得罪上國，無寧得罪僞姓，以安一方，乃與諸將，合議回軍，禩乃自知其罪，恆懼辭位，以與子昌，人心不付，然其黨與衆盛，無敢誦言廢之者，洪武二十二年八月初八日，陪臣尹承順，回自京師，欽捧到宣諭聖旨節該，自王氏被弑絕嗣後，雖假王氏以異姓爲王，亦非三韓世守之良謀，恭愍王妃安氏，欽承聖旨，詢諸國論，始默僞辛，以王氏之裔定昌君瑤，權署國事，論仁任冒立僞姓之罪，竄逐于外，仍將禩昌父子，并瑩誅之，既而瑤又不義，罔辨是非，昵近佞讒，杖逐言者，又興殺戮，大失君道，國人憤怒，咸思離叛，洪武二十五年七月十二日，大小臣僚軍民耆老等，共詣恭愍王妃安氏，請廢王瑤，擇于宗室，無堪托附，一國無主，乃以先臣舊諱，有事大乏誠安民之功，咸願推戴，牢讓不獲，迫於群情，權知國事，卽具奏聞，欽蒙太祖，高皇帝灼知其情，命爲國王，賜國號爲朝鮮，先臣舊諱始改名新諱，將王瑤便養私邸，使終天年，先臣宗系源流，前後如斯而已，臣又照李仁任，乃本國星山府吏長庚之裔，其祖兆年登第，官至政堂文學，父褒同知密直，累代宦族，及仁任之身，兄弟六人，並列要劇，招權納賄，勢傾中外，秉政既久，窮凶極惡，廢立由己，國人但知有仁任，不知有王，先臣舊諱，自與國政以來，將仁任所爲不法等事，一皆釐革，大爲其黨所惡，謀蹈百端，又尹彝李初之徒，潛投上國巧構虛妄，無所不至，尙賴太祖高皇帝明見萬里，二人俱伏其辜，今會典所錄弑四王之說，想亦出於此等人虛捏之口，其冒稱仁任之嗣者，蓋以仁任宗強權重，久畜無君之心，指爲其嗣，則跡頗疑似，聞者易信，誣之以此耳，臣又念古者重世係，大曰世家，小曰家譜，無非所以辨姓別宗，今夫牛醫馬隸至賤至微之人，尙皆有籍，毋失其世，小國雖在夷裔，仰承天明，有社有民，以備藩封，而宗系之錄，冒以他姓，至今百有餘年，因仍載錄，尙未解改，況弑逆，天下之大惡，無其實而誣被其名，亦天下莫大之冤也，先臣新諱出處本末，及四王終始，無一毫可疑之跡，如此而不逞之徒，造爲誣辭，流聞上國，不惟地下之靈，含怨抱痛於冥冥之中，抑亦聖朝寶典，恐或未免於傳訛，此臣之所以榻額誦贊，而不知自止者也，臣若文辭冒陳，則上有天日，下有臣民，且有信史記載昭然，自且有止昭然八字，後又削去，蓋恐上國，或要見史籍，故削之一國耳目，尙不可誣，況敢仰欺聖聰乎，伏望聖慈，仰遵先皇帝之命，許正傳說之謬，臣一家得祖其祖，先臣某亦雪幽冤，不勝幸甚。大提學南  
袞所撰也

『大明會典』内，朝鮮国の下註についてその誤りを正そうとしている。この朝鮮国の下註の問題については5. 『大明會典』中の宗系訂正でふれることにする。中宗十三年七月壬子条に宗系辨誣奏請使「南袞・李紆・賀聖節使方有寧等が表を奉じて京師（明）に往く」とあり、『大明會典』中の祖系の誤謬を正す交渉が行われるのである。

この祖系の誤謬の発端は正朝使が新たに買來（品物を買って来ること）した『大明會典』中に明太祖遺訓として、「太祖を李仁任の後と爲し，又た王氏の四王を弑して立つ

とある」ことによるのである。政院の啓を次に検討することにする<sup>(16)</sup>。

政院啓曰、今正朝使新賀來大明會典内、我國世系舛謬、亦有我 祖宗所不爲之事、臣等見之、甚爲驚駭、此册非民間私撰、始面有皇帝御製序、乃朝廷共議所撰者也、今日乃齋戒乃日也、啓之亦難、然事甚非輕、故不得已啓之、廣議處置何如、  
大明會典以我 太祖乃李仁任之後弑王氏四王而立云 傳曰、予曾見此册矣、卷帙甚繁、未及見此事、今見之、至爲驚愕、其召大臣議之、上、問領議政鄭光弼曰、大明會典内、有大驚愕事、將何以處之、光弼曰、凡創業之主、多有慚德、我 太祖無可擬之事、以此傷害之言、分明載錄、安有如此慮不到之事乎、臣昔聞之於言語間、大明祖訓條章内、亦以 太祖爲李仁任之後其時 太祖、大致辨明於上國、臣其時迷不記憶、此說若然、憑此可辨、辨明於上國、使之變其書、亦不易、然如此則可使中原、知其果是非實也、今日臣合坐於政府、共云 太祖時、聞有辨正之事也、今臣獨來、願與禮官、共議如此之事、太祖豈忍爲之、又聞 太祖之受位也、太祖曰、予若強健、則當匹馬走避、臣常謂盛德之言也、先祖微時、自全州徙居咸鏡道、與夷獠雜處、率化頑俗、若魯長然、以此當時不指爲世族、上國未知顯姓、又仁任之姓、適同於國姓故然也、祖宗、蒙不義之名、而今猶未雪、臣實痛焉、李紆曰、此大明會典、非一二人所撰之册、乃朝廷共議所撰者也、見其序年月、乙巳間所作也、又有 皇帝之序、實重籍也、如大明一統志、載我國、敘其世系、自遠祖至 太祖、甚爲分明、且書曰、王瑤昏弱、衆推門下侍中某、立爲王、其後又賜誥命、然誥命之賜、在 太宗朝、其時唯稱權知國事也、此則未知其何以然也、夫 祖宗雖若有慚德、不合於實、則亦所憾也、況如此無妄之事乎、此說必已頒布於天下、非徒頒布於天下、亦必流聞於後世也、大節之事、如此傳之、不亦痛乎、光弼曰、辨此之策、不可要其遽改也、今若辨之、雖或不能改、必有文書傳於後世、庶有知者、太祖開國之時、我國耆老軍民、奏請於上國、其文有曰、奸臣李仁任云云、若此文書、在於上國、則可憑此以辨其非其後也、且李仁任之舉兵攻遼、其罪甚大、而 太祖之回軍、則順於臣子之義、太祖與仁任、行事亦殊、此亦可明、李紆曰、恭讓請命時、皇帝曰、王氏世立、而近世非王氏者立、非三韓世守之良法也、上國亦知辛氏之非王氏也、所謂弑王氏者、因此可明也、光弼與禮曹判書南袞等議啓曰、今考承文院文書、太祖朝、果有辨明非李仁任之後之事、再請於上國而得請也、其時上國、已許其改祖訓條章内所書、今亦不可不速辨、然今謝恩使之行、未必及也、如此大事、不可容易爲之、廣攷文書、徐辨之何如、傳曰、祖宗、豈爲如此事、宜亟請改。

この冊は民間の私撰にあらず、朝廷の共撰である。誤記の発端は「上国（明）未知顯姓、又仁任之姓、適同於国姓（李氏）故然也」として姓が同一であったので、不義の名を蒙ったとしている。それ故、辨ぜないわけにはいかない。領議政鄭光弼・禮曹判書南袞啓す。承文院文書を考えるに、太祖朝大いに辨明を致し、改正の許を得ている。しかるに、今又た此の様にもとのままである。速かに辨ぜなければならないとし、収議を奏

請せねばならないとしている。次に、『大明会典』中の宗系訂正について検討することにする。

## 5. 『大明会典』中の宗系訂正

『大明会典』本には正徳本と万暦本の2種がある。正徳本は正徳5年(1510年)に印刷され朝鮮でも刊行されている<sup>(17)</sup>。万暦本は万暦15年(1587年)に刊行されている。正朝使が買來した『大明会典』巻一百五、礼部六十三の朝鮮国の史料には次の様にある<sup>(18)</sup>。

明會典卷之一百五 禮部六十三

### 朝鮮國

祖訓、朝鮮國即高麗、其李仁人及子李成桂、今名旦者、自洪武六年、至洪武二十八年、首尾凡弒王氏四王姑待之、按高麗併有扶餘、新羅、百濟、其國分八道、洪武二年、國王王顥遣使奉表賀即位、請封、貢方物、詔封爲高麗國王、賜龜鈕金印、誥命、五年、以高麗貢使煩數、諭令三歲或歲一來、二十五年、李成桂代王氏、請更其國號、詔更號朝鮮、永樂初、賜印誥、自後每歲聖節・正旦、嘉靖十年、外夷朝正旦者、俱改冬至、皇太子千秋節、皆遣使奉表朝賀、貢方物、其餘慶慰謝恩無常期、若朝廷有大事、則遣使頒詔於其國、國王請封、亦遣使行禮、其歲時朝貢、視諸國最爲恭慎、嘉靖二十六年特許其使臣同書狀官及從人二三名於郊壇及國子監游觀、禮部筭委通事一員伴行、撥館夫防護、以示優異云、貢道由鴨綠江歷遼陽、廣寧、入山海關、達京師、又中國漂流人口至本國者、量給衣糧送回、先是永樂元年、其國王具奏世系、不係李仁人之後、以辨明祖訓所載弒逆事、詔許改正、正徳・嘉靖中、屢以爲請、皆賜勅獎諭焉、萬曆三年使臣復申前請、詔付史館編輯、今錄于後。

李成桂、系出本國全州、遠祖翰、仕新羅爲司空、六代孫、兢休、入高麗、十三代孫安社、生行里、行里生椿、椿生子春、是爲成桂之父、李仁人者、京山府吏長庚裔也、始王氏恭愍王顥無子、養寵臣辛旽子禔爲子、恭愍王爲嬖臣洪倫等所弒、李仁人當國、誅倫等、立禔、禔嗣位十六年、遣將入犯遼東、成桂爲副將在遣中、至鴨綠江、與諸將合謀回兵、禔懼、傳位于其子昌、時恭愍妃安氏以國人黜昌、立王氏孫定昌君瑤、誅禔、昌、逐二人、已而瑤妄殺戮、國人不附、共推成桂署國事、表聞、高皇帝命爲國王、遂更名旦、瞻瑤別邸、終其身。

萬暦本でも明太祖遺訓として、太祖を李仁人(任)の子と爲し、又た王氏の四王を弒して立つとあるのはそのままとなっている。朝鮮国の下註では「李仁人者、京山府吏長庚の裔也」となって訂正されているが「人」は「任」が正しく、そのままとなっている。太祖李成桂が王統を継承するまでの経緯が記述されており、宗系辨誣奏請使等が改正交渉をした結果になったのが下註であろう。苦勞して王統名分を正すことになったのである。

## 小 結 論

高麗末になると禰王、昌王、恭讓王の三王が即位し「廢仮立真の後嗣問題」が政争の具に利用された。將軍李成桂の人物像では政敵の崔瑩を追放し、興国寺の会談では「廢仮立真」論を述べて正派王統の定昌君瑤を立てることを決定した。將軍李成桂は権臣の李仁任や大将の曹敏修も巧みに追放している。次に將軍李成桂は立昌迎禰の件で侍中を辞職しており、鄭夢周は太祖李成桂の即位に対抗して善竹橋で暗殺されてしまう。そして、太祖は朝鮮王朝を開く道を歩いて行くのである。次に『太祖実録』巻首の「總書」に見える禰王、昌王、恭讓王の擁立について検討した結果、將軍李成桂をめぐる名分論正統論が示されており、彼は王室を再造した開国功臣として一族が封爵されていたことが判明した。次に廢仮立真論では今後、禰・昌父子の書法・筆法は『漢書』王莽の例に依り名分を正さんことを請うている。僞辛を世家に入れず列伝に降して名分を正していたことが判明した。次に宗系辨誣奏文では王統の誤謬を正すことで奏請使が明に送られるのである。祖系の誤謬の発端は正朝使が買来してきた『大明会典』本中の朝鮮の下註が問題であった。そこには太祖を李仁任の子とし、王氏の四王を弑して立つとあったのが問題であった。『大明会典』中の宗系訂正は太祖李成桂が王統を継承するまでの経緯が記述されており、宗系辨誣奏請使等が改正交渉をした結果、下註があらためられて、王統の名分を正すことになったのである。この間の経緯について『明会要』外蕃一「朝鮮」には次の様にまとめて伝えている<sup>(19)</sup>。

初、成桂之自立也、與宰相李仁人本異族。永樂間、降祭海嶽、祝文稱成桂爲仁人子、而祖訓亦載仁人子成桂更名旦。後成桂子芳遠奏辨。太宗許令改正。及修大明會典、仍列祖訓於朝鮮國。貢使市以歸。其王樺上疏、準陳世系、辨先世無弑逆事、乞改正。詔曰「可」至嘉靖四十二年、峒（明宗）復上書、辨先世非李仁人後、今修會典、雖蒙釐正（改め正す）、乞著始祖旦父子春之名。帝令附錄會典。

以上の史料により、第十三代王明宗の上書によって宗系訂正の件が解明されたと思う。そして、太祖李成桂は高麗王氏の祭祀をはじめが、この制度化は王権の正統性を強調し「新王朝の権威を誇示するための政策」にほかならなかつたのである<sup>(20)</sup>。

## 註

- (1) 『高麗史』列伝巻五十、巻一百三十七、辛禰五昌と『太祖実録』巻首總書、恭讓王元年九月条。
- (2) 『高麗史』巻四五、世家恭讓王と辛昌元年十一月条。
- (3) 『太祖実録』巻首總書、恭讓王元年十一月条。
- (4) 『高麗史』巻四六、世家四六、恭讓王三年六月条と『太祖実録』巻首總書、恭讓王三年六月条。
- (5) 『高麗史』同前、三年七月条。巻一一七列伝三〇 鄭夢周条。

- (6) 『高麗史』同前，四年四月条。卷一一七列伝三〇 鄭夢周条。
- (7) 『高麗史』同前，四年六月条。
- (8) 『太祖実録』卷一，太祖元年七月丁酉条。
- (9) 『太祖実録』卷一，太祖二年春正月戊午条。
- (10) 『世宗実録』卷八二，世宗二十年七月庚寅条。
- (11) 『世宗実録』卷一二四，世宗三十一年四月乙卯条。
- (12) 『文宗実録』卷九，文宗元年九月丙午条。
- (13) 『文宗実録』卷九，文宗元年八月庚寅・乙未・九月丁酉条。
- (14) 『成宗実録』卷六十，六年十月己亥条。
- (15) 『中宗実録』卷三三，十三年六月甲申条。

尚，宗系辨誣問題については末松保和著『高麗朝史と朝鮮朝史』末松保和朝鮮史著作集  
5，吉川弘文館，平成八年刊，第十二章「宗系辨誣の発端」参照。

- (16) 『中宗実録』卷三二，十三年四月甲午条。
- (17) 尹炳泰著『韓国書誌年表』韓国図書館協会，1972年刊，45，46，49，53頁参照。
- (18) 萬曆朝重修本『大明会典』中華書局，1989年刊，571～2頁。
- (19) 『明会要』卷七十七，外蕃一朝鮮，嘉靖三十五年の条。
- (20) 桑野栄治著「李朝初期における高麗王氏祭祀」年報『朝鮮学』第2号 九州大学朝鮮学研究会編，1992年，17頁。